

平成 2 1 年

第 1 回市議会定例会 議案第 5 0 号

函館市亀田福祉センター条例の一部改正について

函館市亀田福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市亀田福祉センター条例の一部を改正する条例

函館市亀田福祉センター条例（昭和 4 8 年函館市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（開館時間および休館日）

第 2 条 函館市亀田福祉センター（以下「福祉センター」という。）の開館時間および休館日は、函館市教育委員会規則で定める。

第 6 条および第 7 条を次のように改める。

（利用料金）

第 6 条 使用者は、福祉センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、指定管理者が、福祉センターの施設にあつては別表第 1 に、福祉センターの附属設備または備付物件にあつては別表第 2 に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。

4 利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

(利用料金の不還付)

第7条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。
第13条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第13条 福祉センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 福祉センターの使用の許可および制限に関すること。

(2) 福祉センターの維持管理に関すること。

(3) その他委員会が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第3条、第4条、第8条、第9条および前条の規定の適用については、これらの規定(第3条第1項を除く。)中「委員会」とあり、および第3条第1項中「函館市教育委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表第1表の部分中「使用料の額」を「時間区分」に改め、同表備考第1項および第2項中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第2中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

地域審議会の委員	日額 5,000円	を
亀田福祉センター運営委員会の委員	日額 5,000円	

」

地域審議会の委員	日額 5,000円	に
----------	-----------	---

」

改める。

(提案理由)

亀田福祉センターの管理を指定管理者に行わせることとし、および亀田福祉センター運営委員会を廃止するため